

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会 神戸支部 慶弔規程

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）神戸支部（以下「支部」という。）は、支部運営細則第24条に基づき、慶弔規程を定める。

（目的）

第1条 この規程は支部会員（兵庫宅建定款第6条第1項に定める正会員および準会員をいう）及びその家族並びに顧問の慶弔に関する事項を定めたものである。

（祝金）

第2条 支部会員の慶事に関し1年以内の申し出に限り、次の通り祝金を贈る。

1. 支部会員の結婚 20,000 円
本人又は配偶者の出産 10,000 円
2. 次に掲げる支部功労者に対し、次のとおり功労金を贈る。
ただし、下記の役職経験は旧神戸3支部での役職も含むものとする。
 - イ. 2期以上務めた支部長 50,000 円
 - ロ. 2期以上務めた副支部長 30,000 円
 - ハ. 5期以上務めた支部幹事 30,000 円
 - ニ. 2期以上務めた支部幹事 10,000 円
 - ホ. 2期以上務めた支部監査 10,000 円
 - ヘ. 褒章・叙勲の受章者 50,000 円
 - ト. 大臣表彰・知事表彰・自治賞の受章者 30,000 円
3. 前項イ～ニに対しては支部幹事退任時に功労金を贈り、再任の場合において重複して支給しない。

（弔慰金）

第3条 支部会員及びその家族の死亡した時は1年以内の申し出に限り、次の通り香料及び供花1基を贈る。

1. 支部会員 香料20,000 円 供花一基
2. 支部会員の配偶者・実父母及び18歳未満の同居の子 香料10,000 円 供花一基
3. 顧問本人 香料 10,000 円 供花一基

(病気見舞金)

第4条 会員が5日以上病気又は怪我により入院及びこれに準ずる病床にあるときは、見舞金10,000 円を贈る。但し、同一病名による1年以内の再入院及び同病床の場合を除く。

(災害見舞金)

第5条 会員が居住する建物及び事務所が火災及び水害により被害を受けたときは、正副支部長及び担当部長が協議のうえ、見舞金20,000円を限度にその額を決定しこれを贈る。

(本規定の改廃)

第6条 この規程の改廃については、支部幹事会の決議を経なければならない。

(その他)

第7条 支部役員が登録従業者の場合、本規定上、支部会員と同様の取り扱いとする。
なお、本規定に定めのない事項については、正副支部長及び担当部長が協議の上決定し、事後幹事会に報告する。

附 則

1 この慶弔規程は、令和6年4月30日開催の一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会神戸支部「設立総会」後に開催する幹事会において制定し、令和6年4月1日に遡り施行する。